

告示第 70 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 7 条の規定により、令和 8 年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

令和 8 年 6 月 16 日

佐用町長 江 見 秀 樹

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和 8 年 6 月 16 日
- 2 調査を行う者の名称  
佐用町
- 3 調査地域  
佐用郡佐用町のうち下石井、佐用、大日山、円光寺、上三河、河崎、三日月
- 4 調査期間  
令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月